

出席停止

感染症の中でも感染力が強く症状が強い病気に関しては、学校保健安全法で出席停止の目安が決められています。それらの感染症の診断がついた時には、保育園・幼稚園、学校などに連絡をしましょう。また出席停止になった場合、出席可能となる時に医師の診断書が必要になることもあります。保育園・幼稚園・学校へお休みの連絡をする際に診断書のことも聞いておきましょう。

病名	出席停止期間
インフルエンザ	解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	伝染の恐れがなくなるまで
腸管出血性大腸炎	有症状者は医師が伝染の恐れがないと認めるまでは出席停止 無症状者には登校可能
流行性角結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
溶連菌感染症	抗生剤治療開始24時間を経て全身状態が良好の時は登校可
伝染性紅斑（りんご病）	登校可能
手足口病	状態が安定していれば登校可能
ヘルパンギーナ	登校可能
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態が良い者は登校可能
流行性嘔吐下痢症	下痢・嘔吐症状の回復後、全身状態が良い者は登校可能
伝染性膿痂疹（とびひ）	患部を覆えば登校可能

